

東久留米市財政危機宣言

破たん回避のために⑧

市の財政状況 市の実情、そして危機を回避するための手段について、8月1日号から12月1日号までシリーズでお知らせしてきました。まだまだ市民の皆さんに知っていただきたいことや考えてほしいことがあります。それは次の機会に譲ることとします。最終回の今号では、シリーズ掲載期間中にいただいた質問のうち根幹的なものにお答えして、このシリーズのまとめとします。

【質問・ご意見は企画調整課 ☎70・77001へ。】

東久留米市の財政状況はほかの市に比べて悪くないの？

市の財政状況を示す指標に財政力指数、経常収支比率、公債費比率などがあります。確かにこれらの数値が東久留米市より悪い市もありますから、その数値のみで比べれば東久留米市の財政状況は悪く

ないとの指摘も、全般的な外れとは言えません。

しかし、その指数が適正範囲にあるかどうか問題になるのであって、指数が悪い市と比べて東久留米市がよりましという問題は本質からずれた言い方でしょう。

また、東久留米市より財政指数が悪い市が財政危機宣言をしていないのに、なぜ東久留米市が財政危機を宣言する

のかという指摘も受けます。これはその自治体が内的に抱えている問題の有無とその程度、そして自治体が自身の財政の現状をどう認識するかの問題です。

東久留米市の財政上の大きな課題は、市税の減収傾向が止まらないこと、一般財源が減少しているのに、経常的な事務事業は抜本的な見直しが行われていないこと、9年

度から元金を返済していない債務が、返済期限である18年度に返済するものが立つていないこと、の3つです。

市税は5年前と比べ16億円も減少しています。収入の変動をカバーする積立金取り崩し額は、15年度では15億1000万円を必要としましたが、16年度に取り崩せる積立金は3億6000万円しかありません。そして、残念ながら3つの課題に対する処方せんはまだできていません。このような現状を危機的であると認識することは極めて妥当だと考えます。

負債を過大に見積もっているんじゃないの？

法律上の「債務」は市債と債務負担行為です。この法律上の「債務」だけを見るのでは市財政の実態は見えず

なっています。たとえば市債で言えば、借金すれば当然利息が発生します。この利息を表示しないのが法の定めですが、利息は必ず支払わなくてはなりません。このように将来に向かって支払いが確定しているものがあれば、資金の留保が必要になり、結果自由に使える資金は少なくなることはお分かりいただけるでしょう。

このため市では、危機をおおるのではなく、実態を正しく認識していただくために現時点で見通せる将来(10年後)に向かって支払いが確定している額を「負債」として認識すべき額」としてお示ししたものです。

「一つひとつの事業コストと受益者の負担はどうなっているの？」

下表の各市立施設等利用者

一人当たり年間経費を大きく

なっています。たとえば、14年度決算額では、園児一人当たり198万8365円を要しているのに対し、保護者の負担は年間平均19万1224円であり、園児一人当たりの市の負担(一般財源)は132万8371円、国と都の負担は合計46万8770円です。

毎年発生する130名の待機児を解消するのに、今と同じ方法でサービスを提供しようとするのはどうなるでしょうか。単純計算では1億7268万円(市の負担額×130人)の支出増となります。この額は現在の市では負担しきれないものです。このため、サービスの提供主体に民間の力を活用して民間の長所を生かすとともに、総コストを抑制しつつ、今後増えつつあるであろう保育ニーズに対応しようと考えているところです。

16年度学童保育所入所の申し込み受け付け

申請は1月5日～10日に

市では、学童保育所(学童クラブ)の16年度入所の申し込み受け付けを16年1月5日(月)～10日(土)に行います。

受付時間は、1月5日(月)～9日(金)が午前8時半～午後5時(7日 水 のみ午後8時まで)、10日(土)が午前9時～正午です。

学童保育所は、両親など保護者の方が勤めていたり、病気などの理由で、小学校低学年のお子さんの放課後の世話ができない場合に、保護者に代わって専門の職員が児童を保育指導する施設です。

今回、入所の対象となるのは、来年4月の小学校新1年生・新3年生の児童です。

【提出書類】 入所申請書 保護者の状況を証明する書類

「勤務証明書・病気の診断書」のときは医師の診断書・そのほかの理由で家庭で適切な監護ができないときはその理由書

非課税世帯の場合は世帯全員の平成15年度市民税非課税証明書、生活保護世帯は受給証明書

第4回市議会定例会を開会中

12月5日～19日

平成15年度第4回市議会定例会が12月5日(金)～19日(金)の15日間の日程で開会中です。

今回の議会に上程された主な議案は 東久留米市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 東久留米市財政調整基金条例の一部を改正する条例 東久留米市男女平等推進センター条例 東久留米市中小企業勤労者福利厚生資金貸付条例の一部を改正する条例 東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 東久留米市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 東久留米市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例 東久留米市立児童館条例の一部を改正する条例 東久留米市私立幼稚園入園支度金貸付条例の一部を改正する条例 平成15年度東久留米市一般会計補正予算(第3号) 平成15年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 平成15年度東久留米市介護保険特別会計補正予算(第2号)などです。

詳しくは議会事務局議事係 ☎70・7789へ。

有料道路における障害者割引制度が改正

お早めに手続きを

有料道路の障害者割引制度が変わります。従来の割引証は廃止され(旧割引証は16年5月31日まで使用可)、引き続き割引を受けるには新たに手続きを行う必要があります。この手続きを行った後は、身体障害者手帳、愛の手帳(第1種)で有料道路の割引が適用されるとともに、ETCノンストップ走行時の割引も16年1月20日から適用されるようになります。

ETC車載器の購入費助成制度も実施されることになりましたのでお問い合わせを。

各市立施設等利用者一人当たり年間経費一覧 (単位: 総額=千円、一人当たり額=円、負担割合=%)

区分	施設数	人員	支出額	財源内訳			多摩地域でのランキング	
				国庫支出金	都支出金	使用料等		
保育園(公設民営のたきやま保育園分は除く)	9	平均園児数 853名	総額 1,696,075円 一人当たり 1,988,365円 負担割合 100.0%	142,270 166,788 8.4	257,591 301,982 15.2	163,114 191,224 9.6	1,133,100 1,328,371 66.8	24市中、7位
学童保育所・学童クラブ	16	平均在籍児童数 721名	総額 354,614円 一人当たり 491,836円 負担割合 100.0%		41,302 57,284 11.6	37,140 51,512 10.5	276,172 383,040 77.9	23市中、2位
児童館	4	利用者数 156,519名	総額 115,105円 一人当たり 735円 負担割合 100.0%				115,105 735 100.0	22市中、16位
福祉会館・地区センター	8	利用者数 109,380名	総額 105,931円 一人当たり 968円 負担割合 100.0%			1,852 17 1.8	104,079 951 98.2	24市中、10位
幼稚園	3	利用者数 189名	総額 116,250円 一人当たり 615,079円 負担割合 100.0%			22,856 120,931 19.7	93,394 494,148 80.3	6市中、3位
図書館	4	利用者数 286,762名	総額 365,304円 一人当たり 1,274円 負担割合 100.0%		5,638 20 1.6	505 2 0.1	359,161 1,252 98.3	25市中、14位
公民館	1	利用者数 139,419名	総額 164,211円 一人当たり 1,178円 負担割合 100.0%			3,402 24 2.0	160,809 1,154 98.0	22市中、10位
スポーツセンター	1	利用者数 245,745名	総額 261,955円 一人当たり 1,066円 負担割合 100.0%			44,656 182 17.1	217,299 884 82.9	22市中、5位
身体障害者更生施設措置	11	利用者数 35名	総額 79,403円 一人当たり 2,268,657円 負担割合 100.0%	36,760 1,050,286 46.3	6,240 178,286 7.9	4,241 121,171 5.3	32,162 918,914 40.5	15市中、13位
知的障害者更生施設措置	62	利用者数 99名	総額 296,452円 一人当たり 2,994,465円 負担割合 100.0%	133,172 1,345,172 44.9		24,579 248,273 8.3	138,701 1,401,020 46.8	16市中、4位

ランキングは、市の「14年度主要施策の成果・財政指数表」中の「各施設等利用者一人当たり年間経費」の区分に従い、多摩地域各市に調査を依頼し、対象の「施設数」があり、かつデータが判明している市のみデータの集計したもので、「一人当たり額」の「一般財源」の多い順です。各市の決算数値や利用者数の認識により、多少の誤差が考えられます。

有料道路における障害者割引制度が改正

お早めに手続きを

有料道路の障害者割引制度が変わります。従来の割引証は廃止され(旧割引証は16年5月31日まで使用可)、引き続き割引を受けるには新たに手続きを行う必要があります。この手続きを行った後は、身体障害者手帳、愛の手帳(第1種)で有料道路の割引が適用されるとともに、ETCノンストップ走行時の割引も16年1月20日から適用されるようになります。

ETC車載器の購入費助成制度も実施されることになりましたのでお問い合わせを。

手続きは障害福祉課(市役所1階)で受け付け中です。

【ご持参するもの】 ETCを利用しない場合は、身体障害者手帳または愛の手帳(第1種)を提出してください。ETCを利用する場合は、ETC車載器の登録希望される自動車の車検証、運転免許証(障害者本人が運転される場合のみ)を提出してください。ETC車載器の登録希望される自動車のETCカード(原則として障害者本人名義のものに限ります)を提出してください。ETC車載器の登録希望される自動車のETC車載器の購入費助成制度も実施されることになりましたのでお問い合わせを。

ETC車載器の購入費助成制度も実施されることになりましたのでお問い合わせを。

詳しくは同課管理係 ☎70・7747へ。

納税にご協力を

12月25日(木)は、固定資産税・都市計画税第3期と国民健康保険税第6期の納期です。最寄りの金融機関でお納めください。詳しくは納税課 ☎70・7300へ。